



クちゃん新聞

10月号

10月10日は12回目の結婚記念日。朝から終日税務調査立会です。



平成19年10月4日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市橋根3-12-28
TEL: 06-6744-3961
FAX: 06-6744-3963
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

秋は税務調査のシーズンです。徳野会計事務所でも、10月はすでに2社および相続税調査1件、予約が入りました。調査を受けることは仕方ないのですが、やはり時間をとられることが痛いです。とはいうものの、調査を機会に、お客様の歴史や社長の考え、取引の流れや問題点を改めて整理することが出来るという意味で、とてもよいです。調査を機会に「この部分は2度手間になっているのでやめましょう」等改善提案をすることが出来て、お客様にもかえって喜んでいただけたらと思います。

「今まで税務署入っても、何にも出さへんかったでえ」とゆったり構えておられるお客様が時々おられるのですが、この考えはキケンです。税務調査に来る調査官も、鋭い人からそうでない人までいろんな方がおられます。前回までは何も指摘されなかったとしても、今回もそうとは限りません。

やはり、書類の整備をキチンとし、特殊な取引については会計事務所による取り扱いを確認していただく等、普段の取り組みが大事です。税務調査対策でご不安のある方は、弊社にご相談ください。



◆税務情報

担当: 荒田

製造業の設備投資の促進を図る税制(法人府民税法人税割の軽減)

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に要件を満たす設備投資を行った中小製造業法人について、次のとおり法人府民税法人税割の軽減があります。

- 対象となる法人・・・大阪府内に本店を置く資本金3千万円以下の製造業法人
- 対象となる設備投資
 - ・1台あたり160万円(リースは210万円)以上の製造業用の機械・装置
 - ・府内の事業所に設置するものであること
 - ・新品であること
- 軽減の内容・・・現行税率の9/10を軽減
- 適用手続・・・知事による事前の確認が必要
- 軽減税率が適用されない場合
 - 府内で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んだ事業年度については適用されません。
 - 申告期限前3年の間に府民税の決定処分、法人税の重加算税の決定等一定の事実がある場合には、その申告期限に係る事業年度については適用されません。
 - 創業促進税制(改正前の「創業促進税制」)又は新税制の「製造業の創業促進税制」の適用を受けた事業年度については、重複適用されません。

★上記のほかにも要件があります。お問い合わせは⇒大阪府商工振興室ものづくり支援課(06-6944-4780)まで

参照:大阪府HP(<http://www.pref.osaka.jp/zei/topics/monozukuri/index.html>)

◆賃金支払の五原則 (労働基準法 第24条)

担当: 大塚

労働基準法 第24条では「賃金支払いの5原則」という原則を定めていますが、皆さんはご存知でしょうか?『1.通貨で支払うこと。2.直接労働者に支払うこと。3.全額を支払うこと。4.毎月1回以上支払うこと。5.毎月一定日に支払うこと。』これらが5原則です。最近では、口座振込みにしているため、1や2に関して、原則違反となることはあまりないと考えられます。上記原則の中で、問題となるのが、3の「全額払いの原則」です。最近のニュースでも、大手人材派遣会社が、日雇い派遣労働者の賃金から「データ整備費」という名目で天引きしていたことが問題となりました。賃金から強制的に控除できるものは所得税・住民税・社会保険料(健康保険、介護保険、厚生年金)・雇用保険の本人負担分だけです。その他の控除項目(労働組合費、財形貯蓄、社宅使用料等)はすべて、基本的には書面による労使協定が必要です。この労使協定が無い場合でも労働者個人の同意を取付ける必要があります。この同意の取付けに関しても、後日トラブルとならないように書面で残しておくべきでしょう。皆さんの会社は大丈夫ですか?一度ご確認ください!!

◆税務スケジュール(10月)

10月10日(水)
・9月分 源泉所得税の納付
・9月分 住民税の納付(特別徴収)

10月31日(水)
・8月決算法人 確定申告
・2月決算法人 中間(予定)申告
・9月分社会保険料
・個人住民税 第3期分 納付



10月支払給与より、社会保険の保険料率に変更になります。(厚生年金保険料)また、算定基礎届によって決定された報酬月額が10月支払給与より改定になります。



担当: 岡村

◆毎月の給与計算の時間を削減します!!

担当: 大塚

毎月決まった期日に必ずしなければならない作業として、給与計算があると思います。給与計算自体はそれほど難しい作業ではないと思いますが、残業代の計算、源泉所得税、社会保険料などの変動項目などがあり、結構、時間のかかる作業ではないでしょうか?そこで「給与計算ソフト」を導入してみたいか?上記、変動項目を自動計算し、給与明細書の作成、年末調整も行ってくれます。また、「弥生給与」ならタイムレコーダーと連動させ、勤怠情報の自動読み込みも可能です。ただし、社会保険、源泉所得税などは変更の都度、ソフトのバージョンアップが必要ですのでご注意ください!「弥生給与」に関するお問い合わせは、当事務所、または弥生HP、<http://www.yayoi-kk.co.jp/products/payroll/pro/index.html>へお問い合わせ下さい。

社内のコミュニケーションアップの取り組みあれこれ

社内のコミュニケーションがうまく取れていたら、お客様からの評価がよくなることが多いのではないのでしょうか。弊社で実施していること、お客様が実施していることの一部をご紹介します。

① サンクスカード

誰もが周りの方々にいろんなフォローをしてもらっています。「ありがと!」と思うことがあれば、紙に書いて相手に渡ししょう、というものです。徳野会計では、最多発行者と最多受領者を毎月表彰し、わずかですが、手当を出しています。また、半年に一度集計して、賞与支給時に若干考慮するようにしています。中身は問わず単純に枚数により評価しています。

② アニバーサリー休暇

社員の有給消化促進とパートさんへの有給付与を目的に実施しています。ただし条件があって、どういう意味で記念日なのかを発表してもらっています。基本的におめでたいお話なので、社内で「めでたい」を共有できるのでは?と思っています。

③ グループウェア

グループウェアで、各自の予定を共有しています。予定が入るとどんどん書き込んでいきますので、ずっと先であっても、書き込んである予定については、全員が知っています。実績管理にも使っています。

④ クッシュボール

朝礼時にクッシュボール(写真 なんともない感で気持ちよいです)を使って、「Good & New」を全員に発表してもらいます。前向きなこと限定です。弊社ではまだ実施していませんが、(株)フレンドケアシステムさんでは、導入後、明らかに会社の雰囲気が変わったそうです。介護事業という人に接するお仕事ですので、雰囲気が良いというのは、大きな武器になっているはずですよ。



皆さんも何か工夫しておられましたら、ぜひ教えてください!

◆税金クイズ

担当: 岡村

夫婦で共働き(妻:パート)の場合、妻のパート収入がいくらまでなら妻に所得税がかからず、また夫の配偶者控除も受けることができるでしょうか?

- ① 年間 83万円
- ② 年間 103万円
- ③ 年間 130万円



パート収入は給与所得から、65万円の給与所得控除があり、所得額は38万円です。また、配偶者の所得金額が35万円以下で、夫の配偶者控除が適用される場合は、妻のパート収入が103万円以下であれば、妻のパート収入がいくらでも、妻に所得税がかからず、また夫の配偶者控除も受けることができます。

◆スタッフより

担当: 杉山

先月の16日(日)まだまだ残暑が厳しい最中に吹田の万博公園で開催された駅伝大会(EKIDENカーニバル大阪大会)に参加してきました。ロング(23k)とショート(12k)の2部門に894チーム、3576人が参加。12kmを5K、3K、1K、3Kに分け4人で襷リレーしますが担当は最長の5K。

「年長者の私がなんで最長距離を走るの??」少々納得いかないままにスタート。無事完走し次のランナーにバトン(襷)タッチしてほっとしました。一人で走ると違い駅伝は繋いでいかなければいけないのでプレッシャーがかかります。会場は元気な人たちがばかりでいつもこうした大会に参加するとパワーをもらいます。そしてこうして元気に走れる事に感謝!と思いつつ完走後の美味しいビールを飲む事が今の私の最高の贅沢です。

